様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年　7月9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）みつびしでんきとれーでぃんぐかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　　　　　　 　三菱電機トレーディング株式会社  （ふりがな） せお　ただお  （法人の場合）代表者の氏名 　瀬尾　忠生  住所　〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治生命館3階  法人番号　1010001095657  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 三菱電機トレーディング株式会社　社外HP | | 公表日 | 2020　年　4　月　1　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.melco-trading.net/corporate/index.html   1. 見出し：社長メッセージ 2. 見出し：企業理念・経営理念　＞三菱電機トレーディング経営理念   ③公表場所：https://www.melco-trading.net/business/dx/index.html  　見出し：DX推進戦略 | | 記載内容抜粋 | ①「当社は強みである（中略）【３】デジタルICT技術とシステム構築力を駆使して、お客様のニーズに合わせた様々な資材の調達・供給をグローバルで実現しています」  ②ビジョン：高い専門性でお客様の資材調達を一手に引き受ける  ③当社としてのDX推進方針を  「データと最新のデジタル技術を活用し、ビジネス改革・業務改革・業務効率化を推進する。これにより、競争上の優位性を常に確保していく。」と定め、様々な戦略を実行しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記記載内容は、当社取締役会の決定事項に基づいた内容を記載 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 三菱電機トレーディング株式会社 社外HP DXに関する取組 | | 公表日 | 2020年　4　月　1　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://www.melco-trading.net/business/dx/index.html> ①　記載箇所：DX推進戦略（方針・方策）  ②　記載箇所：DX推進体制  ③公表方法：当社ホームページに掲載  　公表場所：<https://www.melco-trading.net/csr/index.html> 　記載箇所：人材育成 – 階層別フォロー研修、専門スキル研修(PDF) | | 記載内容抜粋 | 以下の3つの取組について公表  ①-1 システム化による経営基盤の強化  新たにシステムを導入し、業務のデジタル化による業務効率化を図っています。  (実施済み事例)  ア：情報システム二拠点化環境の更新  イ：新人事システム導入  ウ：法人向けECサイトの機能強化(パンチアウト連携)  エ：仕入先情報共有システム導入による仕入先との注文データ連携  ①-2 クラウドの活用  クラウドサービスを導入することで、取引先様とのリアルタイムなデータ連携を短期間で実現するとともに、ペーパーレスや人的ミスの撲滅も実現しています。  (実施済み事例)  ア：データ利活用基盤の構築：各種システムから様々なデータを蓄積しBIによる可視化や機械学習・AIによる分析にデータを活用しています。  イ：社内イントラサイト刷新による迅速な情報伝達  ウ：貿易情報共有システム導入による顧客・通関業者との迅速な情報共有(API連携によるInvoice・船積データの共有)  ①-3 ICT技術の積極的活用  新しい技術を積極的に活用し、業務改革を行っています。  (実施済み事例)  ア：AIデータ分析プラットフォーム導入によるデータ解析  イ：生成AIチャットアプリによる問合せ業務の簡素化(社内文書や蓄積されたFAQデータを活用)  ウ：AI予測・分析アプリによる見積・受発注データを活用したコスト分析  エ：BI(各種データを分析・可視化することによる意思決定の迅速化) | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記記載内容は、当社取締役会での決定事項に基づいた内容を記載 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①-4  当社ホームページ　‐DXに関する取り組み  記載箇所：ICT技術の積極的活用‐ICTスキル向上研修  ②  当社ホームページ　‐　DXに関する取り組み  記載箇所：DX推進体制  ③当社ホームページ – CSR  　記載箇所：階層別フォロー研修、専門スキル研修(PDF) | | 記載内容抜粋 | ①-4 「ICTスキル向上研修開始」  データ活用、プログラミング基礎、ローコード、ノーコード開発等をテーマに、実際の業務に活かせるような課題や演習を行うことで、ICTの積極的な活用や業務効率化を促進  ②  デジタルICT推進部下に「デジタルトランスフォーメーション推進グループ」を設置  ③ICTスキル向上研修、提携公開講座（情報・通信）の受講を促進しICTの積極的な活用を促している |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | [記載箇所]  ①-5:当社ホームページ　DXに関する取り組み 見出し「システム化による経営基盤の強化」内  ①-6:当社ホームページ　DXに関する取り組み  見出し「クラウドの活用」内 | | 記載内容抜粋 | ①-5:新システムの導入や既存システムの機能追加、刷新を推進している。 情報システム二拠点化環境の設備を更新。構成の見直し、バックアップサイトの有効活用によりサーバ台数削減による運用費用を低減  ①-6: ・クラウドの活用により、取引先様との連携を短期間で実現、サーバの運用保守コスト削減につなげている。  ・データ利活用基盤をクラウド上に構築することで導入コストを抑え、BIによる可視化だけでなく、データ分析や機械学習を可能とする環境を整備している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 三菱電機トレーディング株式会社　社外HP | | 公表日 | 2020年　4月　１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに記載  公表場所：<https://www.melco-trading.net/business/dx/index.html> 記載箇所：DX推進戦略（方針・方策）イメージ図内 | | 記載内容抜粋 | DX推進戦略(方針・方策)にて、生産性向上の目標値として「年間約20,000時間の業務時間削減」を指標として提示している。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2021　年　　7月　28　日 | | 発信方法 | 三菱電機トレーディング株式会社社外HP  ①社長メッセージ  https://www.melco-trading.net/corporate/index.html  ②DXに関する取り組み  https://www.melco-trading.net/business/dx/index.html | | 発信内容 | ①  社長メッセージにて、業務のDX化を積極的に進めていく旨を発信している。  ②  DX推進戦略(方針・方策)にて、それぞれの方策の実施済み事項を代表取締役社長自らが発信。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　5　月頃　～　　2025年　6　月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施。自己診断フォーマットにて提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2009　年　4　月頃　～　現在まで | | 実施内容 | サイバーセキュリティに関する対策の方針として「情報システムセキュリティ規則」「情報システムセキュリティ細則」を定め対策を実施している。  主なセキュリティ対策は以下の通り。   1. ユーザーアカウント棚卸(2回/年) 2. 重要情報アクセス権棚卸(1回/年) 3. 財務報告統制(IT全般統制)実施(1回/3年) 4. メール関連セキュリティ対策 5. 情報セキュリティ自己点検(1回/年) 6. 情報システムセキュリティ一次管理部門点検(1回/3年) 7. 端末一元管理(BigFix)によるOS更新、セキュリティパッチ自動適用 8. 不審メール予行演習(1回/年) |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。